

県立学校体育施設等利用規程

兵庫県立神戸商業高等学校

- 1 学校体育施設の利用に当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは許可しない。
 - (1) 施設・設備をき損する恐れのあるとき。
 - (2) 学校教育活動に支障があるとき。
 - (3) 風紀を乱す恐れのあるとき。
 - (4) 政治活動、布教及び物品の販売行為等をする恐れのあるとき。
 - (5) その他、校長が適当でないと認めたとき。
- 2 利用体育施設において、次に掲げる行為は禁止する。
 - (1) 施設・設備を破損すること。
 - (2) 使用許可施設以外に立ち入ること。
 - (3) ビラ、ポスター、その他広告物等を掲示及び配布すること。
 - (4) 学校敷地内において喫煙し、又は火気を使用すること。
 - (5) 飲酒をすること。
- 3 許可書は必要に応じて提示できるよう利用団体の責任者が所持すること。
- 4 許可書は第三者に使用させてはならない。
- 5 利用の雨天順延は、原則として認めない。
- 6 学校側の行事が延期した場合、又は体育施設等の状況によっては、利用許可を変更又は、取り消すことがある。
- 7 利用場所以外で活動している生徒を妨害するなど、周囲に迷惑をかけること。
- 8 利用団体の責任者は、利用中に事故等が発生しないよう十分注意をすること。
- 9 利用団体の責任者は、運動場に車を乗り入れたり、所定の駐車場以外の場所に駐車しないよう注意すること。
- 10 利用団体の責任者は、施設・用具を破損又は紛失した場合は、それによって生じた損害を校長の指示に従って、直ちに賠償しなければならない。
- 11 利用団体の責任者は、施設・用具の安全点検を行うとともに、利用後は、元の位置に復元すること。
- 12 利用団体の責任者は、利用中に生じたゴミや廃棄物等を持ち帰ること。
- 13 利用団体の責任者は、重大な事故等が生じた場合には、運営委員会を通じて校長に直ちに連絡するとともに、事故発生状況報告書（様式第3号、様式第4号）を提出しなければならない。
- 14 便所、水道等については、所定の施設・場所を使用すること。
- 15 次に示した事故等については利用者が責任を負うものとする。
 - (1) 利用者の故意又は過失により事故が発生したとき。
 - (2) 利用者が事故の発生を予見できる状況で施設を使用し事故が発生したとき。
 - (3) 利用者が施設・設備等をその使用目的以外の方法で使用し、事故が発生したとき。
 - (4) 利用者が校長の指示に反した方法で施設・設備等を使用し、事故が発生したとき。
 - (5) その他、利用者の責任によるものと認められるとき。
- 16 使用規程を遵守しない場合は、次回からの使用を禁止する。
- 17 その他、校長の指示に従うこと。

利用団体の責任者の職務内容について

兵庫県立神戸商業高等学校

1 申込みについて

- (1) 県立学校の体育施設等を利用しようとする利用団体は、代表者もしくは責任者が「学校体育施設利用許可申請書」を運営委員会に提出する。ただし、申請書は、利用しようとする日の1か月前に提出すること。（申請書は各学校または運営委員会にあります。）
- (2) 希望する日時、場所の利用については、学校の日程等と調整の上、「学校体育施設利用許可書」をもって許可する。
- (3) 鍵の施錠に係わる体育施設等を利用する場合は、当該校の指定する日に鍵を預かり、利用後は鍵を返却すること。
- (4) 利用団体の責任者は、利用終了後、開放事業実施記録簿を記入し、運営委員会に提出すること。

2 利用について

- (1) 許可書を必要に応じて提示できるよう、利用時に所持すること。
- (2) 利用場所以外で活動している生徒を妨害するなど、周囲に迷惑をかけるようにすること。
- (3) 利用中に事故等が発生しないよう十分注意をすること。
- (4) 運動場に車を乗り入れたり、所定の駐車場以外の場所に駐車しないよう注意すること。
- (5) 施設・用具を破損又は紛失した場合は、それによって生じた損害を校長の指示に従って、直ちに賠償しなければならない。
- (6) 施設・用具の安全点検を行うとともに、利用後は、元の位置に復元すること。
- (7) 重大な事故等が生じた場合には、運営委員会を通じて校長に直ちに連絡するとともに、事故発生状況報告書（様式第3号、様式第4号）を提出しなければならない。
- (8) 便所、水道については、所定の施設・場所を使用すること。※敷地内禁煙
- (9) 利用前は、施設・用具等の安全点検を必ず行うとともに、利用後は、元の位置に復元すること。

3 利用後について

- (1) 利用中に生じたゴミや廃棄物等は利用団体で持ち帰ること。
- (2) 利用施設の清掃及び整備、出入り口の施錠等、責任をもって行うこと。

4 その他

利用する学校の利用規程等を遵守すること。